

関西福祉大学と兵庫県立山崎高等学校との高大連携事業に関する協定書

関西福祉大学（以下「甲」という。）と兵庫県立山崎高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 甲及び乙は、相互に連携し、交流を深めることにより、教育内容の充実と学生及び生徒の資質の向上を図るための事業（以下「高大連携事業」という。）に取り組むものとする。

（高大連携事業の内容）

第2条 高大連携事業の内容は、次のとおりとする。

- （1）大学の教員（学生を含む）による高校への出張講義・模擬授業
- （2）大学の通常授業・体験授業への参加
- （3）大学のオープンキャンパス・高校の進学相談会への参加
- （4）社会貢献活動における交流
- （5）課外活動における交流
- （6）教育についての情報交換及び交流
- （7）施設の相互利用
- （8）その他、双方が協議し同意した事項

（推進組織）

第3条 甲及び乙は、その代表で組織する高大連携推進会議を設置し、高大連携事業の内容について協議するとともに、その内容を適切に実施するものとする。

（実施時期）

第4条 高大連携事業は、令和2年8月から実施する。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙から改定の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定めるもののほか、高大連携事業に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

以上の協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 8月 6日

甲 関西福祉大学
学 長

乙 兵庫県立山崎高等学校
校 長